



鳥取県公報

令和5年12月12日(火)
第9555号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (572) (孤独・孤立対策課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (573) (〃) 2
	県道の供用の開始 (574) (道路企画課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (575) (治山砂防課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (576) (西部総合事務所環境建築局) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 3

告 示

鳥取県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人慶愛会	西伯郡大山町唐王208	ケアプランセンター大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208	令和5年10月2日

鳥取県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社みつわ調剤薬局	倉吉市井手畑187	有限会社みつわ調剤薬局	倉吉市井手畑187	居宅療養管理指導	令和5年9月14日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目13-27	ファーマシィ薬局米子センター	米子市上福原177-3	〃	令和5年12月10日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社みつわ調剤薬局	倉吉市井手畑187	有限会社みつわ調剤薬局	倉吉市井手畑187	介護予防居宅療養管理指導	令和5年9月14日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目13-27	ファーマシィ薬局米子センター	米子市上福原177-3	〃	令和5年12月10日

鳥取県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年12月12日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
仙隠岡田線	倉吉市北野字ドウ々平747-4地先から同市北野字上ミ野前504-1地先まで	令和5年12月12日

鳥取県告示第575号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和5年12月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

三部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ直線に囲まれた区域（令和2年鳥取県告示第622号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町三部字向山ノ二914-1	1号から3号
西伯郡伯耆町三部字向山ノ二914-7	4号

鳥取県告示第576号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年12月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和5年7月26日 鳥取県指令第202300087139号

令和5年11月21日 鳥取県指令第202300215159号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字辻堂

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市外江町3284-1

金山 博史、金山 奈美

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年12月12日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和6年1月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具